

事業計画（茨城県神栖市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	8 地区海岸
被災した地区海岸数	1 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	なし
本復旧を実施する地区海岸数	1 地区海岸

② 堤防高

被災前の高さで復旧
茨城沿岸：T.P+3.6（対象：高潮）

③ 復旧の経緯

復旧する施設の計画は、平成 23 年 7 月に策定。

これに基づく本復旧工事については、平成 24 年 6 月より工事に着手し、平成 25 年 11 月に完了した。

④ 平成 25 年度における成果

・被災した地区海岸において、本復旧工事が完了※した。

※ 工事完了とは、復旧工事の引き渡し等をもっていう。

⑤ その他

地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H25年度の 実施内容等	H26年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計 画策定	詳細計 画策定	左記の 実施状 況	工事 着工	左記の 実施状 況	工事 完了				左記の 実施状 況
神栖市	鹿島港日川	7,385	護岸	3.60	3.60	—	H23.6	H23.7	策定済み	H24.6	着工済み	H25.11	完了済み	・本工事		

2. 河川対策

【国管理河川（利根川）】

- ① 利根川^{※1}では、神栖市で 14 箇所（利根川では 245 箇所）の堤防の亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成 24 年出水期（6 月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保する本復旧を全て完了。
- ② 今後津波の遡上が想定される区間の堤防整備については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図り検討を行っていく。また、同区間について、樋管の機能が確実に発揮されるよう、耐震化及び遠隔操作化の対策を矢田部地区等で実施。
- ③ 震災前より堤防等が脆弱であること等から、平成 23 年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。平成 24 年出水期には問題のないことを確認した段階で、被災前の水準まで引き上げ。
- ⑤ 平成 24 年度における成果
堤防で被災した箇所のうち、
平成 24 年出水期（6 月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保し、本復旧を全て完了・今後津波の遡上が想定される区間における矢田部地区等について、樋管の耐震化、遠隔操作化を実施し、矢田部地区等の樋管の耐震化、遠隔操作化については平成 24 年度中に完了。

【国管理河川（霞ヶ浦）】

- ① 霞ヶ浦^{※1}では、神栖市で 26 箇所（霞ヶ浦では 173 箇所）の堤防の亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成 24 年 8 月末までに、本復旧を全て完了。
- ② 震災前より堤防等が脆弱であること等から、平成 23 年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化していたが、平成 25 年 3 月末に霞ヶ浦における本復旧工事が完了した事及び調査により堤防等の安全水準が被災前と同程度であることを確認した事から、平成 25 年 4 月から避難判断水位等を被災前の水位に戻し、従来の体制とした。
- ③ 平成 24 年度における成果
堤防で被災した箇所のうち、亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があった 26 箇所について、平成 24 年出水期（6 月頃～）までに被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を全て完了。

※1 位置図を参照

【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系利根川水系^{※1}の市管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、2箇所^{※2}で災害復旧事業を実施。

本復旧については、平成24年度までに、設計・地元調整等の施工準備が整った全2箇所^{※2}で着手済みであり、全2箇所^{※2}で完了。

なお、神栖市には県管理河川はない。

- ② 平成24年度までの成果

- ・ 全箇所（2箇所）で災害査定を完了
- ・ 全箇所（2箇所）で本復旧に着手
- ・ 全箇所（2箇所）で本復旧を完了

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 神栖市

図面：茨城県提供



一般国道
主要地方道
一般県道

路線番号	路線名称	延長
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10

河川表

河川番号	河川名称	延長	流域面積
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10

急傾斜地崩壊危険区域指定表

区域番号	区域名称	面積
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10

地すべり防止区域指定表

区域番号	区域名称	面積
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10

港湾表

港湾番号	港湾名称	延長
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10

神栖市

【国管理河川】

- 利根川 14箇所
- 霞ヶ浦 26箇所

【県・市管理河川】

- 1水系 1河川 2箇所
- (一)利根川水系 1河川 2箇所

海岸保全区域表

区域番号	区域名称	面積
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10

凡例

記号	説明
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10

1:200,000

3. 海岸防災林の再生

① 箇所名： 柳川、植松、矢田部

② 被災状況

津波により海岸防災林の防潮堤 10m、人工砂丘 2,350m、森林 1.7ha が被災した。

③ 事業計画の内容

被災した防潮堤 10mについては、県単治山事業により復旧する。被災した森林 1.7ha、人工砂丘 2,350mについては防災林造成事業により整備する。

④ これまでの実施状況と今後の予定

防潮堤の復旧工事 10mについては平成 24 年度に完了した。

人工砂丘造成及び苗木の植栽については、平成 27 年度を目途に完了を目指す。

⑤ 平成 25 年度における成果

防災林造成事業： 人工砂丘造成及び森林造成に係る全体計画を作成。

⑥ 平成 26 年度の成果目標

防災林造成事業： 砂丘造成工 2,350m、改植工 1.7ha の実施。

4. 漁港

① 被害状況

漁港数：2 漁港

被災漁港数：1 漁港

② スケジュール

神栖市内の被災漁港である波崎漁港において、平成 25 年度末時点で、部分的に陸揚げ機能が回復している。

今後、平成 26 年度までに主要な漁港施設の復旧の完了を目指し、平成 27 年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

5. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<神栖市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した2校について、以下のとおり復旧を完了した。

- 比較的軽微な被害に留まる。波崎第二中学校、横瀬小学の2校については、平成23年度に事業着手し、波崎第二中学校は平成24年3月、横瀬小学校は平成24年9月に復旧を完了した。

<県立学校>

神栖市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設災害復旧に係わる国庫補助に申請した1校については、比較的軽微な被害であったため、平成23年度に復旧が完了した。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<神栖市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した4施設について、以下のとおり復旧を完了した。

- 比較的軽微な被害に留まる神栖市文化センター、神栖市立中央図書館の2施設については、平成23年度に復旧を完了した。
- 甚大な被害を受けた高浜運動広場、海浜運動公園の2施設については、平成23年に事業着手し、高浜運動広場は平成24年12月、海浜運動公園は平成25年3月に復旧を完了した。

6. 土砂災害対策

- ① 最大震度6弱を観測した神栖市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年11月に通常基準への引き上げを実施。

7. 液状化対策

- ① 地区名：鰐川・堀割 1, 2 丁目地区、堀割 3 丁目地区、豊田・昭田地区、深芝・平泉地区、深芝南・平泉東地区
下幡木地区、浪逆地区、筒井大沼地区、賀地区、息栖原地区、大野原 7 丁目地区、大野原中央・稲荷地区、知手中央・知手地区、横瀬団地地区、横瀬地区、太田宝山地区 1、太田宝山地区 2、太田新町地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から地質調査等により公共施設と宅地との一体的な液状化対策について調査・検討を開始。
今後、液状化対策について住民合意等が整った地区について事業に着手。
- ③ 平成 25 年度における成果
液状化被害の著しい 18 地区の内、特に住宅被害の多い 5 地区について、先行して調査・工法検討を行ってきた。そのうち、地下水位低下工法での対策が確定した鰐川・堀割 1, 2 丁目地区、堀割 3 丁目地区の 2 地区について住民合意等が整い、3 月に本工事契約を締結した。
また、先行 5 地区以外の 13 地区について地質・測量調査を実施し、液状化対策検討委員会において対策工法・整備手法等の検討を行い、住民説明会を開催した。
- ④ 平成 26 年度の成果目標
本工事に着手した鰐川・堀割 1, 2 丁目地区、堀割 3 丁目地区を除いた 16 地区について、アンケート等により地区住民の意向を探りながら今後の方針を決定する。対策工法が決定した地区については、実証実験、地権者等からの同意取得をすすめ、事業着手を目指す。

8. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物約 29 千トン（津波堆積物はなし）が発生。

② 搬入状況について

災害廃棄物（損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物を含む。）について、平成 25 年 3 月末までに仮置場への搬入は完了した。

③ 処理状況と処理完了目標について

平成 26 年 3 月末までに、災害廃棄物約 29 千トン（津波堆積物はなし）の処理をすべて完了した。

復興施策の工程表(茨城県鹿嶋市)



